

第 1 例外給付の対象となる福祉用具の種目

1. 要支援 1・2, 要介護 1 の利用者
 - ア 車いす及び車いす付属品（電動車いす含む）
 - イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品
 - ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器
 - エ 認知症老人徘徊感知器
 - オ 移動用リフト（つり具の部分を除く）
 - カ 自動排泄処理装置（尿のみを吸引する機能のものを除く）
2. 要介護 2・3 の利用者
 - ア 自動排泄処理装置（尿のみを吸引する機能のものを除く）

第 2 平成 24 年 4 月以降の例外給付該当基準

1. 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等
（平成二十四年三月十三日 厚生労働省告示第 95 号 第 25 号 イ）

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	左に該当する基本調査の結果
ア 車いす 及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に歩行が困難な者 (2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	(1) 基本調査 1-7 歩行 「できない」 (2) 基本調査に項目なし※ 1
イ 特殊寝台 及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に起きあがり困難な者 (2) 日常的に寝返りが困難な者	(1) 基本調査 1-4 起き上がり 「できない」 (2) 基本調査 1-3 寝返り 「できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び 体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 寝返り 「できない」
エ 認知症老人 徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (1) 意思の伝達, 介護者への反応, 記憶・理解のいずれかに支障がある者 (2) 移動において全介助を要しない者	(1) 以下①から③のいずれかに該当 ① 基本調査 3-1 意思の伝達 「できる」以外 ② 基本調査 3-2～7 のいずれか 「できない」 ③ 基本調査 3-8～4-15 のいずれか 「ない」以外 (2) 基本調査 2-2 移動 「全介助」以外

オ 移動用リフト (つり具の部分 を除く)	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に立ち上がりが困難な者 (2) 移乗が一部介助又は全部介助を必要とする者 (3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	(1) 基本調査1-8 立ち上がり 「できない」 (2) 基本調査2-1 移乗 「一部介助」 又は 「全介助」 (3) 基本調査に項目なし※1
カ 自動排泄処理 装置 (尿のみを吸引 する機能のもの を除く) ※2	次のいずれにも該当する者 (1) 排便において全介助を必要とする者 (2) 移乗において全介助を必要とする者	(1) 基本調査2-6 排便 「全介助」 (2) 基本調査2-1 移乗 「全介助」

※1 告示基準に該当する認定調査項目がない ア(2)及びオ(3)については、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか、軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適正なケアマネジメントにより、居宅介護支援事業者または介護予防支援事業者が判断する。
この判断の見直しは、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度で行うこと。

※2 自動排泄処理装置については、要介護3以下の者が確認対象となる。

【参】要介護1 : 老企第36号 第2の9(2)

要支援1,2 : 老計発第0317001号, 老振発第0317001号, 老老発第0317001号別紙1第2の11

2. 第2-1の告示の基準に該当するかの判断は、直近の基本調査の結果を用いて行います。

(【参】平成12年2月10日告示第23号, 平成12年3月1日老企第36号)

また、上記告示基準に該当する被保険者に対して軽度者に対する例外給付を行う場合は、市町村に確認の申請をする必要はありません。

第3 第95号告示以外による判断基準

1. 上記告示にかかわらず、次の i) ~ iii) のいずれかの状態に該当する事が医師の医学的所見(主治医意見書・診断書等)に基づき判断され、かつサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要であると判断される場合は、書面により市町村の確認を得ることで例外給付を算定する事が出来ます。

2. 医師の医学的所見に基づいて判断されるべき状態像

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第95号告示第25号のイに該当する者

(例: パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)

ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第95号告示第25号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者

(例: がん末期の急速な状態悪化)

iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化回避等医学的判断から第95号第25号のイに該当すると判断できる者

(例: ぜんそく発作等による呼吸不全, 心疾患による心不全, 嚥下障害による誤嚥性肺炎等の回避)

3. 医師の医学的所見に基づき、上記 i) ~ iii) に該当するとされた被保険者に対して軽度者に係る例外給付を行う場合は、市町村に確認の申請をし、許可されることが算定の条件となります。

後述の手順によって申請をしてください。

第4 申請手続き

1. 必要書類

下記の書類を揃えて市介護保険課まで提出してください。

申請を行えるのは介護支援専門員または地域包括支援センターの職員です。

- (1) 軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付に関する確認申請書（様式1）
(同時に2種目以上の確認を行う場合は、それぞれ申請書が必要です。)

- (2) 医師の医学的所見が記載された書類（下記ア～ウいずれかの写し）

・次の4点について具体的に記載されたものを根拠資料として採用します。**記載が不十分な場合には資料として採用しませんので、ご注意ください。**

- ① 疾病その他の原因の名称、及びそれに伴う現在の身体の状況
- ② ①に起因する生活上の困難または医学的判断による禁止動作あるいは状態増悪を防ぐための医学的判断による指示
- ③ 必要な福祉用具の種目、及びその利用によりどのような改善が見込めるか
- ④ 上記第3-1の判断基準 i) ~ iii) のうちどの状態に該当するか

ア) 主治医意見書

(上記①～④がすべて記載されている場合は市が保有している書類のため提出不要)

イ) 診断書又は情報提供書

・被保険者氏名、医療機関名の記載及び医師の署名があるものに限る。

ウ) 軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付に関する主治医意見聴取記録(様式2 (参考))

・担当介護支援専門員又は地域包括支援センターの職員が、医師から直接所見を聴取した記録。(家族、SW等を通じての聞き取りは不可。)

所見のほか、聴取日・医療機関名・医師名・聴取方法等を記載すること。

- (3) サービス担当者会議等を経た適切なケアマネジメントに基づいている根拠となる帳票
要介護状態等区分に応じて次の書類

①要介護1の場合

ア) 居宅サービス計画書第2表の写し

イ) 居宅サービス計画書第4表の写し

・第4表(担当者会議の要点)には、次の3点を必ず記載してください。

- ①現在の身体の状況に起因する生活の具体的な困難さ
- ②必要な福祉用具の種目と、その利用により①の困難がどのように軽減されるか
- ③医師の所見に基づいて行った担当者会議での最終判断

・サービス担当者会議は、医師の医学的な所見を得てから行ってください。

所見の確認日が担当者会議の開催日より後になっている場合は貸与不可となる

場合がありますのでご注意ください。

- ・福祉用具専門相談員については、担当者会議への参加を必須とします。

ウ) 担当者への紹介の記録（欠席者が居る場合）

- ・関係者についてやむを得ない理由で参加ができない場合は、事前に担当者への照会による意見の聴取を行い、当該照会内容の記載された書面を合わせて市へ提出してください。（※後述第5-1参照のこと）

エ) 居宅サービス計画書第5表、モニタリング表など、以前の福祉用具貸与の利用状況を評価したものの写し（例外給付の確認期間更新の申請の場合）

②要支援の場合

ア) 介護予防サービス・支援計画書の写し

イ) 介護予防支援経過記録（サービス担当者会議の要点が記載された部分）の写し

- ・担当者会議の要点には、次の3点を必ず記載してください。

①現在の身体の状況に起因する生活の具体的な困難さ

②必要な福祉用具の種目と、その利用により①の困難がどのように軽減されるか

③医師の所見に基づいて行った担当者会議での最終判断

- ・サービス担当者会議は、医師の医学的な所見を得てから行ってください。所見の確認日が担当者会議の開催日より後になっている場合は貸与不可となる場合がありますのでご注意ください。

- ・福祉用具専門相談員については、担当者会議への参加を必須とします。

ウ) サービス担当者に対する照会内容の写し（欠席者が居る場合）

- ・関係者についてやむを得ない理由で参加ができない場合は、事前に担当者への照会による意見の聴取を行い、当該照会内容の記載された書面を合わせて市へ提出してください。（※後述第5-1参照のこと）

エ) 介護予防支援・サービス評価表など以前の福祉用具貸与の利用状況を評価したものの写し（例外給付の確認期間更新の申請の場合）

2. 申請手続きについて

(1) 例外給付の確認の有効期間について

- ・開始日・・・① 例外給付確認申請書を市に提出した日

又は

② 当該申請にかかる軽度の要介護等認定の有効期間の初日

上記のいずれか遅い方。（暫定ケアプランの場合を除く※後述第5-2参照）

- ・終了日・・・当該申請に係る軽度の要介護等認定の有効期間の満了日

※例外給付確認の有効期間は、上記終了日にかかわらず、例外給付確認の有効期間中に区分変更申請（要支援からの区分変更を含む）をした場合は、その申請の前日をもって効力を失効します。例外給付を受けている軽度者が区分変更申請を行う際は十分にご注意ください。（別添「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の流れ」(3)参照）

(2) 例外給付の確認結果の通知について

例外給付の確認結果については、文書で居宅介護支援事業者または介護予防支援事業者にお知らせします。

申請内容に疑義が生じなければ、申請日から2、3日での送付となります。

(3) 例外給付の確認申請の更新について

例外給付を受けている軽度者が、その確認有効期間満了後も引き続き軽度者として例外給付を受けようとするときは、再度確認申請が必要となります。

有効期間満了前に再度同申請の手順を踏み、市へ申請書を提出して確認を受けてください。

第5 その他

1. サービス担当者会議等について

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第21項において、居宅介護サービス計画に福祉用具貸与を位置づける場合は、必要に応じて随時サービス担当者会議を開くこととされています。

軽度者に対する例外給付においては、適切なマネジメントに基づいている根拠としては「サービス担当者会議「等」」により判断が行われていればよいとされていることから、事例によっては「やむを得ない理由がある場合にサービス担当者会議が開催できない場合の担当者に対する照会」(旧第5表)等の照会であっても許容することとしますが、原則は通常の貸与と同様、サービス担当者が一同に会した場での話し合いにより判断するものとします。

頻度は随時となっていることから、サービス内容の見直しや認定の更新の時期など、サービス担当者会議を開くべき時期にあわせて、例外給付についても必要性の見直しを行ってください。また、軽度者に対する例外給付の必要性を判断する会議においては、福祉用具の適正についての検討が必要であるので、福祉用具専門相談員については会議への出席を必須とします。

2. 暫定ケアプランによる貸与についての注意

(1) 認定が出ていない状態(新規申請中、区分変更申請中)で、認定結果が軽度者と見込まれる者に対して福祉用具の例外給付に該当する種目の貸与をケアプランに位置づけようとする場合は、別添《軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の流れ》(2)を参照して貸与を開始し、要介護認定の結果に応じて市へ確認申請をしてください。

(2) 暫定ケアプランの場合の例外給付確認の有効期間は、下記のとおりです。

- ・開始日・・・サービス担当者会議の開催日以降で、今回の認定の有効期間の初日
- ・終了日・・・第4-2-(1)と同様

※ただし、福祉用具貸与開始前に医師の医学的な所見の確認をしていない、あるいは所見に基づいたサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントを経ていない等の場合は、例外給付確認の有効期間は担当者会議開催日に遡及しませんのでご注意ください。